

広島県スポーツ少年団 専門部会内規

広島県スポーツ少年団設置規程第7章第15条第5項により、次の内規を定める。

- 1 専門部会は、次の事項を分掌する。
 - (1) 企画総務部会
 - ① 育成計画および登録に関すること。
 - ② 市町スポーツ少年団の育成に関すること。
 - ③ 国際交流活動に関すること
 - ④ 国内交流活動に関すること。
 - ⑤ 顕彰に関すること。
 - ⑥ 関係団体との連携に関すること。
 - ⑦ 設置規程および諸規定に関すること。
 - ⑧ その他、他の部会に属しないこと。
 - (2) 指導育成部会
 - ① 指導者の養成・研修および活用に関すること。
 - ② リーダーの養成・研修および活用に関すること。
 - ③ リーダー会の育成に関すること。
 - ④ 体力テストの実施および体力テスト員の育成に関すること。
 - (3) 普及広報部会
 - ① 県内交流活動に関すること。
 - ② 活動開発に関する調査・研究に関すること。
 - ③ 広報活動に関すること。
- 2 各専門部会の部員は、公益財団法人広島県スポーツ協会の役員、専門委員会委員、広島県スポーツ少年団の役員、日本スポーツ少年団シニア・リーダーおよび学識経験者の中から本部長が委嘱する。
 - (1) 各専門部会に部長、副部長を置き、部員の中から本部長が委嘱する。
 - (2) 部員の任期は、役員の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 各専門部会は、それぞれ部長が招集し、議長となる。

附 則

この内規は、平成14年5月27日より施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成17年4月1日以降に委嘱された部員の任期は、第2項第2号の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則

この内規は、公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日より施行する。